

# 福島自立更生促進センターに関する 地域懇談会第3回 議事録

1 開催日時 平成21年12月10日(木)  
午前9時30分から午前11時40分まで

2 開催場所 福島市市民会館 301号室

3 出席者(順不同, 敬称略)

(1) 委員

伏見 貞 俊  
田中 義 一  
藪内 郁 子  
栗原 清一郎  
吉成 健 二  
熊坂 良 太  
浪岡 真 澄  
秋山 智 樹  
網代 智 盟  
太田 義 子  
吾妻 雄 二  
五十嵐 裕 治  
尾形 哲 夫  
生島 浩  
須藤 善 三  
二文字屋 昇  
渡辺 園 子  
佐藤 俊 道  
佐藤 喜市郎  
大川 良 子

以上 20 名

(2) オブザーバー

福島県生活環境部  
福島市健康福祉部

(3) 事務局

法務省保護局  
東北地方更生保護委員会  
福島保護観察所

(4) 意見陳述者

伏見, 栗原, 吉成, 熊坂各委員のほか, 福島大学中村哲也教授

4 地域懇談会議事の内容

別添のとおり。

# 地域懇談会第3回 議事の内容

## 1 ヒアリング

伏見委員，熊坂委員，吉成委員，栗原委員，「福島自立更生促進センター開所に反対する合同会」が推薦する福島大学教授中村哲也氏の5名が意見陳述を行った。

陳述内容は以下「地域懇談会第3回 ヒアリング及び意見交換の記録」のとおり。

## 2 意見交換

以下「地域懇談会第3回 ヒアリング及び意見交換の記録」のとおり。

## 「地域懇談会第3回 ヒアリング及び意見交換の記録」

### 1 ヒアリング

発言者	(内容)
座 長	<p>皆さん、おはようございます。師走の忙しい中、参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>3回目になりましたこの懇談会、きょうは「自立更生促進センター開所に反対する合同会」の皆様方からヒアリングを1時間ほどいただきまして、その後、懇談に移りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず、今日意見を述べていただく方の自己紹介の方から、お願いしていいですか。</p>
熊坂委員	<p>お世話になっております合同会の熊坂と申します。きょうは大まかな流れを担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
吉成委員	<p>おはようございます。合同会及び福島県立福島高等学校保護者会会長の吉成です。きょうはよろしく願いいたします。</p>
栗原委員	<p>おはようございます。学法福島高等学校校長及び合同会メンバーの栗原でございます。よろしく願いします。</p>
中村氏	<p>おはようございます。きょうは意見陳述ということで参りました。合同会兼自立更生促進センター開所に反対する福島大学有志の中村です。よろしく願いします。</p>
伏見委員	<p>地域の代表ということで、一番近い町会におります御山町を代表して参りました伏見と申します。よろしく願いいたします。</p>
座 長	<p>意見陳述を始めたいと思います。</p>
熊坂委員	<p>それでは、これから我々が今まで、この自立更生促進センターについて、もう1年半かそれ以上になると思うのですが、色々な論議が交わされてきたと思いますが、大まかに、我々がなぜ自立更生促進センターの現在の場所での開所に反対しているのか、ほとんどの方はなぜかというところは御存じだと思うので、ただ、誤解のないようにというところもありますので、大まかに説明して、実際に反対している当事者の意見を聞いていただいて、参考にしていただければと思います。</p> <p>なぜ住民や学校関係者は自立更生促進センター開所に反対するのかということこれから説明させていただきたいと思います。</p> <p>まずは、皆さん十分に御存じだとは思いますが、更生保護の現実というものがあります。これが自立更生促進センターを保護観察所及び法務省がやろうというふうになるようになった根本のことだと思うのですが、近年、再犯が高まって、行き場のない受刑者が街にあふれているということだそうです。出所した後、住所がないと職が探せない。仕事がないと、完全に社会からあふれてしまって再犯につながってしまう。よって、根本的な問題は住所がないことだと。とりあえず住まわせてあげられるようなところをつくって、そこから職を斡旋してあげれば再犯率が下がるのではないかとということで、自立更生促進センターというものが企画されたということを知っています。</p>

ほかに色々なことが付随してあるのだと思いますが、これが一番の法務省がやりたい根幹のことだと聞いたのですけれども、これでいいでしょうか。この芯はぶれないのではないかと書いていたのですけれども、こんなところなのではないかと我々は考えております。

実際、自立更生促進センター構想というものが持ち上がった。我々、構想に至ったこと自体は非常に、国としてプラスというか、いいことなのではないか、再犯率が高いというのは、やはり我々自体にとって非常に大きなリスクなので、そこは何とかしなければいけないのではないかとこの気持ちは、残念ながら反対派と呼ばれてしまう我々みんながそういう気持ちを持っています。

ただ、その大事だということを踏まえても、やっぱりこの施設には我々は現実的なリスクがあると、そのように考えております。これから我々の考えるリスクというものを説明していきたいと思っております。施設の実際のリスクです。

まず一つ、よく勘違いされている方々という大変なのですが、よくテレビなどで見るのは、この施設をつくって福島の再犯防止に役立てよう、この施設をつくって福島の安心・安全をどんどん促進していこうというようなことを言っている方をテレビで見かけたことが何回かあるのですけれども、実際にどんな施設なのかということをよく考えてみると、これは周辺各県から福島が受刑者を受け入れる施設なのです。受刑者といいますか、元受刑者、仮釈放者なので、非常にその辺は微妙なところではあると思っておりますけれども、つまりは全国の再犯率を下げるといふ性質を持つのです。全国といいますか周辺県ですね。再犯率を下げるといふ性質を持つ、それは非常にいいとは思っただけけれども、それを福島が一手に担う、福島がそれを一手に受け入れるという施設に今のところなってしまうのです。そのところは、リスクがあるかないかといったら、きちんとリスクが分散されていない。つまりは、福島だけに来てしまって、本来僕などは、福島だったら福島出身の人、ほかの県だったらほかの県出身の人たちを集めて、リスクをきちんと分散する必要があると思うのですが、パイロット事業ということで、初めての事業なのにもかかわらず、福島にリスクが集まってしまっている。そこがやっぱり勘違いをしてほしくないところであって、福島の再犯率を下げると大手を振って言えるような施設になっていないということです。そこが非常に残念なところであるし、リスクが高いところ、まず、それが一つです。

もう一つは、再犯率のパーセンテージです。パーセンテージが、これは仮釈放者の再犯率（事務局注：正確には「刑務所出所者の再犯率」）が、残念ながら満期出所者で約60%あると私は聞いています。仮釈放すると、確かに仕事がある分、また、更生が十分行われているというふうになっている方が仮釈放になる分、再犯率は下がるということなのです。大体35%ぐらいまで下がるというふうには聞いています。

ただ、確かに60%より30%の方がいいと、私は非常にそういうふう

	<p>に思うのですけれども、ただ、リスクということを考えると、福島施設ですと年間キャパとしては80人受け入れが可能になりますので、もしフル稼働したと仮定すると、80人の中の28人が何らかの形で再犯をするという現実がそこにあるわけです。</p> <p>それは確かに年によって多いかもしれないし少ないかもしれないけれども、今までの法務省が出したデータからはじき出されている数字だと、やはりこういうことになってしまう。それが福島かどうかわからないし、ほかの県で再犯するかわからないけれども、どこかで28人は必ず再犯するというデータがあるわけです。その2つを考えると、施設の実際のリスクというものが低いとは、ここだけ見ても言えないと私はやはり言わざるを得ないと思います。</p> <p>さらにこれが学校の密集地、学校から徒歩1分ぐらいのところにあるということを見ると、やはりこれは目をつぶるわけにはいかない数字だと、どう考えても私は思うのです。</p> <p>これが大体概要なのですが、もう一つあります。この施設の大きな特徴、これは初めから大きな問題になっている特徴なのですが、性犯罪や薬物や暴力などの、つまりはアディクションと言われる問題に対応していること。つまりは中毒ということですね。何かの中毒になってしまって、それで問題を起こして刑務所に入ってしまった。そういった方は今まで民間の更生保護施設ではなかなか受け入れてもらえなかったという現実があって、そういう人たちが特にあふれてしまっていた。よって、今回国でつくるこの施設では、このアディクションに対応しようというテーマが初めからあって、それをやろうとして法務省はいろいろプログラムをつくったりしたと思うのです。</p> <p>ところが、今まで反対運動を続ける中で、私はいろいろな医療関係者とか、アディクションの治療の関係者とお話をしました。そうすると、どうやらこの法務省が、現在法務省ができる範囲内で行っているアディクションの治療というのは、治療ではなく司法モデルという、法務省が法的にできる範囲内で、患者の人たちあるいは元受刑者の人たちに対応するものであって、治らないというのです。それは絶対治らないと。ですから、きちんと対応できていないという話をあちこちから聞くのです。</p> <p>私は、もしそれが本当であるなら、もし、中毒の人たちという大変ですけれども、アディクションを持つ方が、薬物中毒の人たちなどは今まで仮釈放になっていなかったのだけれども、今回はきちんと受け入れますよということをうたっておきながら、その受け入れ態勢が全然きちんとしていないということが現実ならば、それは非常にリスクが大きいと思います。</p> <p>そこのところのお話を福島大学の中村先生の方から少しいただきたいと思いますので、中村先生、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
中村氏	<p>それでは、今、アディクションの問題などいろいろ出ましたので話したいと思います。</p>

自立更生促進センター開所に反対する福島大学有志の中村です。まず、私が大切だと思う点、キーポイントについて2点述べたいと思います。

1つは、この自立更生促進センターに入所することになっている仮出所者はどのような方たちなのか、今説明されましたけれども、この点が特にマスコミによる報道等であいまいなまま、ほとんど触れずに置かれている点です。例えば、「財界ふくしま」という雑誌を持ってきましたけれども、2009年6月号の記事は4段組み8ページにわたる非常に長文のものです。いろいろ経緯を説明していますけれども、この仮出所者である入所者がどのような人たちなのか一切触れておらず、法務省保護観察所と住民との対立の構図だけが浮き彫りにされています。それは非常に遺憾に思います。

では、どのような方たちなのか、今ほど説明がありましたけれども、有識者会議の文書でははっきり「特別処遇を必要とする受刑者」とあります。特別処遇を必要とする受刑者とはどういう人か、今言った性犯罪、アルコール問題、暴力的傾向、薬物依存等があり、民間の保護施設では受け入れが困難な方たちです。これが特別処遇の対象となる人たちなのです。

さらに、このことに対して、自立更生促進センターの根拠にかかわる形で、ことしの概算要求の前に出されました平成21年8月24日付けの「更生保護委員会報告」（事務局注：正確には「更生保護施設検討会報告」）に明確にはっきりと書き表されています。読みますと、「現在、開所が予定されているパイロット的施設では」とあり、「本来、国のセンターは、民間の保護施設での受け入れが難しい者、あるいは専門的な処遇の実施など、強化された指導・監督の実施によって初めて社会内での実施が可能となる、いわゆる処遇困難者の処遇を行うところに担うべき役割と存在意義がある」と書いてあります。

やはり、こういう処遇困難者のための施設であるということ、ここをやはり報道機関もきちんと報道していただきたいと思います。単なるパワーゲームだけを報道するのではないということをお願いしたいと思います。

次に2つ目として、私たち「自立更生促進センター開所に反対する合同会」は、更生保護そのものに反対しているわけではないということです。むしろ、これは更生保護として意味がない、存在意義がない施設ではないかと思うからです。更生保護に背馳する施設ではないと私たちは見なしたいと思います。それで、この施設の開所に反対し、ましてや学校密集地に開所されることに断固反対しているわけです。

以上の2点を踏まえまして、反対する論拠を述べたいと思います。

特別処遇を必要とする仮出所者、この更生保護施設検討会の報告にある、処遇困難者の更生保護にとって、その人生の再出発を支援するために第一にすべきことは何なのかということなのですが、第一にすべきこと、それはアディクションです。今、中毒とおっしゃられたけれども、

今は中毒という言葉はあまり使わないので、依存症です。中毒と使う場合は慢性中毒という言い方をしますけれども、依存症から回復することです。回復という言い方をしたのは、完治しないから回復なのです。治らない。また、10年、20年空けていても、また飲んでしまったり、また薬物を使ってしまえば、前よりもっとひどくなります。ですから完治はしません。普通の健常者のようにお酒などを飲めるようにはならないということなのです。だから回復というのです。

薬物依存などの依存から回復しなければ、いくら仕事に就いても、職場で働いても、さまざまな職場でのストレスから、再び薬物に手を染めたりアルコールに手を出したりして働けなくなり、再び犯罪に走るようになります。ですから、依存から回復しないまま、アディクションから回復しないまま賃金を得ることで、そのお金で薬物にすぐ手を出すリスクが相当に高まります。

しかし、薬物に手を染めスリップしてしまうと、いくら回復しようと思ってもだめなわけで、もとのもくあみです。問題なのは、先ほども言いましたように、前よりもっとひどくなる進行性の病ということなのです。薬物などの依存症からの回復の必要不可欠の第一歩、土台は何か、それは、まず何よりも自分が病気であることの自覚から始まります。自分には何の問題もない、自分は薬物依存ではないと思ひ込む、これは、またやりたいから、また打ちたいからということもありますけれども、自分は薬物依存に何の問題もないと思ひ込んでいる限りだめなのです。これを専門用語で「否認（ディナイアル）」といいます。有名な新約聖書の中にも「ペテロの否認」という有名な否認が出てきますけれども、西洋ではこの否認が非常に重い意味を持つのですが、認めないという否認が続く限り、否認が氷解しない限り、どんな療法も効果がありません。否認の氷解、これこそが依存症治療の第一歩、土台なのです。

この土台がしっかりできていなければどんな療法も無駄なのです。しかし、この頑固で強固な否認を氷解させるにはとても長い時間をかける必要があるわけです。長い時間を要します。2年、3年、あるいは10年、20年とかかるわけです。否認が解けて初めて真の回復の可能性が芽生えてくるのです。

しかし、自立更生促進センターの構想は、この依存からの回復について全く意味をなさないと思います。この特別処遇を必要とする仮出所者、処遇困難者の人たちの依存症治療、その回復への土台である否認の氷解に対して、全く無意味で効力のない配慮しかなされていないわけです。

先ほどもありましたけれども、就労を支援すれば再犯率が減少する、あるいは、ちゃんとした職に就けば更生できる、つまり「就労＝更生＝再犯の防止」という等式に、法務省、保護観察所はあまりにもとらわれ過ぎているのではないかと思います。

依存症を抱える仮出所者にとっては、これは冷遇ではないでしょうか。非常に冷たい扱いです。まず何よりも否認を氷解させ、否認を解い

	<p>て、依存から回復していってもらえることが、処遇困難者にとって第一にすべきことではないかと思えます。第一の優先順位、プライオリティーです。この回復を待って仕事に就かなければ、薬物に頼りたくなる気持ちが強まり、再犯を犯すリスクもまた増大します。</p> <p>自立更生促進センターの構想は、第一のことは第一にという優先順位、プライオリティーが全くでたらめです。就労支援ではなく依存からの回復が大事なのです。ですから、自立更生促進センターにたった3か月寝泊まりして、職を探したり、職について自立資金をためるのではなくて、まず地道なステップ・バイ・ステップのあせらずゆっくりした依存症からの回復プログラムをしっかりと行っていくこと、これが処遇困難者たちには第一に必要なだと思えます。</p> <p>こう述べましたけれども、しかし、保護観察所の方々には反論するかもしれない。回復プログラムは自立更生センターでも取り入れられ、行われているという反論が出てくると思われ。それは、この前テレビでもやっておりましたが、認知行動療法というプログラム、3か月で5回のプログラムですが、これを仮出所者の人たちが受けることになっているということです。これはTUF・テレビユー福島で、ことし3月27日、18時20分ごろの放送で、模擬芝居を取り入れて事細かく紹介されていまして。テレビの報道ではアメリカで盛んに取り入れられ、高い効果を上げているなどと紹介されていりましたが、しかしながら、依存症の専門医によれば、認知行動療法は学者によっても非常に評価が分かれ、さらに重要なことは、先ほど何回も言っていますけれども、否認というものが氷解していなければ効果はほとんどないものだということです。つまり、学者によって評価が分かっているわけです。そういう療法を取り入れたパイロット施設ですから、まさに福島市民はモルモット、実験材料にほかなりません。</p> <p>先ほども述べたように、この否認の氷解には長い長い時間が要ります。3か月5回で何ができましょう。これでは仮出所者の更生保護どころか、3か月で依存からも回復しないまま社会に出て行かなければならなくなります。まさに、先ほども言いましたけれども冷遇です。冷たい扱いです。これでは真の更生からはほど遠いです。</p> <p>以上、申し述べてきましたけれども、最後に私の個人的な意見ですが、施設や箱物にお金をかけるのではなく、例えば保護司さんたちに処遇困難者への方たちにも対応できる力量を身につけるための研修等にお金をかけていくのが本筋ではないでしょうか。私は最後にそれをつけ加えたいと思えます。</p> <p>以上で私の意見陳述を終わります。</p>
熊坂委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>一番のポイントは、中村先生が今おっしゃったように、薬物に絞って話をすると、薬物に手を出してしまった人のアディクション、依存を取り払うことは基本的にはできないけれども、そこからの根本的な回復というものを目指すには2つ問題があって、1つは、身体的な依存、もう</p>

1つは、中村先生がおっしゃった精神的な依存というものがある。この精神的な依存というものが一番厄介で、刑務所に入って、例えばそこに10年いても、薬物はやってはいけない、もう二度とやらないという根本的な考え方が身につかない限りは、また出てきても、お金をたくさんもうけても、そのお金を使って薬物をまた買ってしまおうという、すごい悪い循環、すごい悪いサイクルに入ってしまうということなのです。

先ほど、否認が氷解されなければいけないということを中村先生がおっしゃいましたが、それはどういうことかということ、私は薬物中毒ではないと思ってしまふ、いつでもやめられる、僕は薬物中毒ではないのだ、まずそこが、きちっと私は中毒者で、確かに5年間薬物はやっていないけれども中毒者で、そこを気をつけて生きていかなければならないのだという認識をつけてもらわないと、どんなカウンセリングをやっても、どんな治療をしても、全くきかないということになっているのです。

ところが、この施設の場合は刑務所と直結しているので、どういった気持ちでこの施設に入ってくるかということが分からない。刑務所から出たいという一心で来てしまうのか、それとも、自分は薬物中毒だからきちんとカウンセリングを受けて治そうと思って来るのか、それが根本的に分かるすべがないということです。なので、焦点が全くぶれてしまふ。根本的に、最初の否認の氷解ということがかなり難しくなってきたというところが大きい問題であると私も考えますし、先ほどの中村先生の説明の中にもあったとおり、否認の氷解というものが一番難しいということです。

この薬物の問題というものがあるわけですが、次に移りたいと思います。

次は、実際に今まで民間の更生施設、全国に101あるといわれる民間の更生施設で一生懸命に更生を目指し頑張ってくれている方がいらっしゃると思うのですが、ただ、やはりリスクがないというわけではないと思います。そこについて、民間の更生施設からでも逃げ出す受刑者がいるという現実がある。これは本当に、この間施設見学、至道会の方の施設見学をさせていただいて、所長さんも言っていました。逃げる人は逃げるのだと。それはそうなのだと思います。それがしょうがない事実なのかもしれない。ただ、やっぱりそれを目をつぶって、それを学校の近くに置いていいかということ、これはやっぱり常識的に考えて、これがあるうちは「うん」とは言えないと思うのです。

確かに、今まで10年間、全国で1人も逃げ出したという事実がないのだ、全員が全員更生しているのだ、その夢物語のようなことが可能なのであれば、確かにリスクはゼロといっても私は構わないと思います。これができるのであれば、ただ、それができないという現実があるのであれば、やはり多少のリスクというものを考慮して場所を考えなければいけないと思います。

これを見てみると、何年か前の報告にはなりますけれども、この自立更生促進センターが企画される根本になった「更生保護のあり方を考え

	<p>る有識者会議」の報告書の中で、「いまだ全国で1,300人もの保護観察対象者が所在不明のままになっている」と明記してあります。保護観察中の者による故意の犯罪行為によって、毎年おおむね20人弱の国民の人命が失われている。つまり、20人、保護観察中の受刑者によって殺されているということです。</p> <p>こういった事故がある限り、やはり私たちは、みんながみんな更生を願って頑張っているけれども、リスクはゼロとは言えない。どうしてもそれは言えません。学校の近くにある限りは、やはり子どもたちのために、それはいいことだと思うけれども、違うところでやったほうがいいのではないかという話になってくると思います。</p> <p>その辺のことについて、学法福島高等学校の校長先生の栗原先生に一言お願いしたいと思います。</p>
栗原委員	<p>第1回目のこの懇談会でも、私、話させていただきました。最初に我々がこの話を伺ったのは去年の6月です。地域住民会の方から伺ったわけですけれども、最初、我々は耳を疑いました。「まさか、そんなことがあるわけがないだろう。本当なの」という話だったのです。「そうなんだ」という話で、たまたま父母と教師の会の役員会がその後すぐございましたので、「こういう話がある。我々は何か、やはり動かなければならないのではないか」という話をいたしました。そうしましたら、やっぱりお母さんたちも冷静に考えて、「先生、だけど、動いてしまって、本当はそうではなかったということになったらどうします」という意見も実はありました。我々は、「そうだね。やっぱりここは客観的に、本当にどういうふうになっているのかデータを集めて、しっかり判断する必要がありますね」と。「だけど、それをやっていたら、今の地域住民のお話だと、建物はどんどん進んでいるし、間に合わなくなってしまいそうだ。じゃあ、こういうことにしよう」といって、我々、組織というのは動くのに時間がかかりますので、一つは、地域住民の方から伺ったお話が正しいと仮定して、正しいとしたらこういう動き方をしようというものを進めておき、それと平行して、本当にこの話があるのかどうかいろいろ調べようという話で行いました。</p> <p>結果は皆さん御存じのとおりで本当だと。実はその後、保護観察所の佐藤所長はじめ来ていただいて、御説明いただいたりしたのですが、やっぱりそうなのかということになりました。</p> <p>今、熊坂さんの方から説明がありましたように、一番お母さんたちやお父さんたちが心配だったのは、やはり子どもたちに対するリスクです。これだけ子どもたちが集まっている地域で、何でこれをやる必要があるのか、しかもパイロット施設です。今まで民間、保護司の方たちが一生懸命にいい働きをなさっていますし、それに対しては私たち、本当に感謝しておるわけですけれども、一般の民間の保護司の方たちでも受け入れられないような、そういう人たちを受ける最初のパイロット施設を、全国3か所で計画しています。1か所は京都、1か所は福岡、そして福島ということがわかりました。</p>

京都と福岡ではその住民の反対で今は延期になっています。皆さん御存じのように福岡の方は場所が変わって、北九州の港湾労働の仕事がある、そこに作るということになって進んでいるわけです。

ですから、そこはそういういい場所を結果的に選んでスタートしているわけですが、どう考えても、子どもたち、しかも本当に、幼稚園から短大まで含めると10校以上が集中している所は困ります。子どもたちというのは、先ほどのリスク、60%前後の方が今の民間の施設で一応過ごして、ある程度のお金を手にして出ていけば、35~36%、40%弱ぐらいの再犯率に下がるのだと考えても、では、この民間で受け入れられない人たちを特別の処遇をやったときに再犯率がどうなるかということ、先ほどいろいろお話がありましたけれども、我々はわからないというのが現実だと思います。それが、もし同じように35%、36%まで下がったとしても、やはり、先ほどの数のリスクがあるわけです。ですから、どこかでそういう再犯が統計的に見ると起きてしまう。誰が子どもを守るのだということです。

考え方として、この場合、やはり子どもは弱者ですから、私はやはり子どもたちを守るのが学校だし、保護者だし、地域住民の方たちと一緒に守っていかなければならないという気がしています。

ですから、全国的にいうと、この更生保護の施策というものは、私はやり方がいろいろあって、これで十分かという議論が先ほどからいろいろありました。ですが、全体の流れの中で、何らかのこの方たちに対する施策を打っていくということはしなければならぬし、それは私たち、十分理解しているつもりです。けれども、どうしてこれだけ大きいリスクをここでやらなければならないのか、そこが我々、非常に大きく疑問です。

その話をずっとしながら、署名活動もして、あれだけの署名が集まったわけです。うちで約1万2,000人弱、その他、地域住民の方、みんなで8万以上の署名が、しかも短期間に集まったということは、やはり地域住民の方々、それから保護者の方々、非常に危機意識が高いと思います。ですから、そのあたりを何とかしていただきたい。

プラス、初回のこの懇談会でも話が出ましたけれども、どういう形で地域住民の方たちに説明をしたかということが非常に食い違っています。最初からたすきの掛け違いとかボタンの掛け違い、佐藤所長が、私ほうを言っているとは思えないのですけれども、佐藤所長の方から、こうやっていますと。どうやっても、それは全部所内にある記録で、こういうふうに町内会の方たちに説明して、ある程度納得を得ているはずだという記録がありますということです。ですから、これは佐藤所長以前の話なのです。前の所長さんの時代。

ですから、こういう形で記録には多分残すでしょう。やったという記録を書かなければならないですし、多分、保護観察所の前任者の方はやったつもりで書いているのだと思いますけれども、それが町内会にはきちんと伝わっていないし、全くそういうことはありませんでしたという

	<p>証言も、この間、この懇談会で得られているわけです。証言といったら大げさですが、そういうコメントをいただいているわけです。</p> <p>ですから、そういう流れの中で、私は残念だなと思うのは、本当にリスクがあるというのは、多分、今、保護観察所の方々も含めて、全員リスクがあるのだということは知っているのだと思います。しかも、全国民で平均的にリスクを分担するようなリスクではないということも知っていると思うのです。</p> <p>ところが、話がなぜか、どうやって開所するかという形がどんどん、どんどん来て、本当にどこの場所が一番いいのかというような根本的な、本当にリスクはあるのだけれども、だけれども国としては必要だ、それをもう一回白紙に戻して、どういう場所でどうやったら一番いいのかという話合いになかなかならない。それが私は非常に残念です。</p> <p>ですから、ぜひとも子どもたちの安全・安心ということを、弱者ですから、弱い子どもたちの安全・安心ということをぜひ考えていただいて、最初の回でも申しあげましたように、どうかこの場所でやるということは白紙撤回していただき、どこが一番いいのかという議論に持って行っていただきたいというふうに思います。</p> <p>以上で私の陳述を終わります。</p>
熊坂委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、それでは保護者の立場から、吉成さん、よろしく願いいたします。</p>
吉成委員	<p>福島県立福島高等学校保護者会会長の吉成です。よろしくお願い致します。</p> <p>私は、今この地に開所しようとしています自立更生促進センター、この近くに子どもを通わせている親の立場として陳述をさせていただきます。</p> <p>このような施設ができることは、日本全体、社会全体として考えれば、再犯率が低くなる可能性もありますし、好ましいことだとは思っております。しかし、今運用しようとしているこの自立更生促進センターは、今まで運用された民間の更生保護施設では受け入れのできない方たちの更生を促す施設です。</p> <p>これまでの話の中でも、薬物依存の方を受け入れる話は何度も聞かされています。前回の懇談会では民間の更生保護施設を見学してきて、そこで働く方々の御苦労、善意の気持ちに感服しました。しかし、ここまで頑張っても再犯率が4割近くあるという現状に、その再犯防止の壁の高さを改めて知らされた気持ちです。</p> <p>自立更生センターができて、この再犯率が下がることは、親としても、一社会人としても、好ましいことですが、ゼロにならない現況も見学等により理解できました。「犯罪白書」などの資料を見ると、性的犯罪者も初犯から行うことは少なく、二度目、三度目と再犯をすることにより、そういった犯罪が多いことが過去のデータからも読み取れます。</p> <p>つまり、この施設に入る方が比較的軽い犯罪を起こした方でも、この</p>

	<p>近くの学校に子どもを通わせる側も、とてもじゃないけれども安心できません。再犯するときには、この近くに住む子どもたちの未来を奪うことにならないかが心配です。</p> <p>この施設には約20名の方が約3か月過ぎず、つまり1年間では80人、10年で約800人の方を受け入れる施設です。仮にですけれども、10年間にこの中でお一人の方だけが近くに通う学生に犯罪を起こしたとすれば、その犯罪率もしくは安全率からいえば、10年で1回だけだから安全率は99.875%という、とても数字だけを見れば安全な状況に見えるでしょう。</p> <p>それでも、我々、この近くの学校に子どもたちを通わせる親とすれば、1人であっても、こういったことに巻き込まれることはあってはならないことです。我々は10年先も、20年先も、この福島で暮らしていきます。更生保護の大切さも、この自立センターの構想の考えも理解しますが、今現在高校に子どもを通わせている親とすれば、今のままこの地にこの施設ができて、今の子どもたちも、今の子どもたちだけでなく未来の子どもたちのためにも、反対せざるを得ません。この施設ができたとなれば、10年先、20年先に被害者が出た場合は、我々の責任にもなります。また残りの、懸命に自立しようとするこの施設に入所しようとする方にも、そういったことがあれば悪影響を及ぼすと思います。そういった意味でも、ここでの開所は、近くに通う学生、地域住民、そして、この施設に入所予定になる人たちにとっても、とても不幸なことです。</p> <p>どうか、この地での開所をあきらめていただくことをお願いしたいと思います。以上です。</p>
熊坂委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>お二人から陳述をいただきましたが、つまりは、現実を見つめると、やはりこの施設は非常に重要な更生保護の新しいステップのうちの一つなのかもしれない、それは重々理解した上でも、やはりリスクはある。リスクがあるのであれば、リスクを直視した上で、どこでやったらいいか、そういうことを根本的にやはり考える。本当はそれは何をやるにおいても重要なプロセスであるべきで、今回の場合は学校のすぐ近くにそのプロセス抜きでつくってしまったことが大きな問題になっているということだと思います。</p> <p>我が子をあらゆるリスクから守るのは親・教育者の最低限の責任です。これは私も多少教育に関係する仕事をしておりますが、その熱意なしではこの仕事はできないし、子どもを守る親の熱意なしでは、親はやってられないと思います。それは皆さん重々理解していると思います。</p> <p>それは重要なこと、ただし更生保護も非常に重要なこと、以前も申し上げましたとおり、その2つをバッティングさせないようにしなければいけない。そうしないと、どこにこういうことをつくっても、どこでも反対が起きる。そういった冷たい現実から自ら法務省が突っ込んでいってしまうということになると思います。</p> <p>そうではなくて、親の気持ちを理解して、教育者の気持ちを理解して、</p>

それではどうでしょうか、どこだったら大丈夫なのかということをお初めから話し合えば、こんな問題にはなっていなかったし、これからの更生保護も絶対に成功の道を進んでいくのではないかと私は思いますし、皆さんもきっとそういうふうに思っているのではないかと、非常に単純な問題なので、私はそう思います。

その場所の問題なのですが、日本全体の再犯防止を考えると、自立更生促進センターのような機能、箱物であるのいいかどうかという議論はあるのですけれども、でも、どこかには必要である。どこかには必要なだけでも、では、どこなのかという話になります。それを考えてみましょう。

適切な場所の選定の理想的なプロセスというものがあるはずで、これは福島大学の先生がそれについての住民運動というか、言ってみれば、テーマは違うけれども、どっちにしても私の家の近くに建てほしくないというような施設を国が作りたいたいに、どういったプロセスでつくればいいのかという本を書いているんですけど、その中にもあります。

まず、たくさん候補地を挙げるということです。全国にもたくさん候補地を挙げる。その中から、事前に住民に更生保護の理解を促しながら話し合いを進めていく上で、住民もある程度納得できる場所を絞って選定する。最初からここじゃないとだめだよとやってしまうと、そこが失敗したら終わりです。そうではなくて、最初はたくさん候補地を挙げる、そこから住民と対話しながら候補地を絞っていく、そういったプロセスが重要だということが本の中にあります。

皆さん御存じのとおり、京都や福岡では学校の近くで運営を計画して、大規模な反対運動になっています。これで、向こうの計画はほとんど凍結状態になっています。それがあつたにもかかわらず、福島の方ではやっぱりやってしまったのです。そういったことからやはり学ばないといけない。そこで、もしあつちで学校の近くでだめだったのだったら、では、どこがいいのかなという議論をそこでもう一回やるべきだったのだと思います。

今までの陳述を聞いていただければわかりますとおり、どう考えても学校の近くというのは適さない。みんなこの施設の有用性、あるいはこういったプロジェクトの有用性はわかっています。わかっているけど、賛成できないという現実があるわけです。

もし、住民に対して事前に理解を得ることができれば、これはできると思うのですけれども、重要な施設ですから。できれば受刑者のサポートを得ることができて、住民の更生保護に対する理解も高まる、そういったかなりプラスの方向に行くのではないかと思います。

ところが、現在の状況を見てみると、不適切な場所の選定が残念ながらされてしまった。このままいきますと、8万の反対意見を無視して開所を強引にするということになりかねません。すると、やはり我々にとっては非常に最悪の状態です。受刑者はいつまでたっても住民からの理

	<p>解を得られずに、板挟みで、理解なしの状態に陥ってしまいます。法務省の方は法務省の方で、ここという場所にこだわって、反対があるうちに開所ということになったら一番よくない、受刑者が一番かわいそうです。そんな状態になってしまいます。</p> <p>それによって起こるのは、事前に何も知らされていなかった、署名活動などをしているとわかるのですけれども、初めに署名活動をしたときにアンケートを一緒にとりました。周辺住民 200 人に「この施設について知っていましたか」と聞きました。そうしたら「知っていた」という人は 5 人でした。200 人中の 5 人です。法務省は確かに意識の中では、テレビを使ったり、回覧板を回したりして頑張ったのかもしれないですけれども、現実的にやっぱり告知がきちんとできていなかった。そういう悲しい現実があったわけです。</p> <p>そうすると、何も知らされていなかった人というのは 200 人中 195 人いるわけです。そういう人たちへの無理な形でのリスク負担の強要ということになるわけです。そうすると、やはり周辺住民からの強い反発がある。一番必要な住民からのサポートは全く得られないまま、このままずっと平行線ということになります。</p> <p>そこで、今まで地域住民の人たちからすると、本当に寝耳に水の話で、あそこにこの施設ができるということは知らなかったという人が非常に多いのです。そのあたりの話を、地域住民の御山の代表として伏見先生の方からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
伏見委員	<p>御山町の伏見です。</p> <p>この問題は、最初の第 1 回目のときにも申し上げましたが、こういった地域懇談会ということを開いていただいて、みんなで意見を交わすということは、表面上はそれだけでいいわけですが、お互いに問題を残さないためにも信頼関係が一番大切なのだということを、私、申し述べましたが、その中で、今までの保護観察所がやってきた事実と、我々が認識していること、その間に非常にギャップがあって、我々からすると保護観察所の言っていることはうそだと言わざるを得ない面が非常に多いということから、我々は感情的にもこれに反対するというふうな立場が出てきてしまうわけです。</p> <p>今まで 4 人の方々がお話くださったことは、専門的ないろいろなリスクの問題を中心にお話しいただきましたが、私は視点を変えて、それでは、ここまでに至る間にどういったことがあって、どういうふうになってきたのかということについて御理解いただいて、それで皆さんに御判断いただきたいと思うわけです。</p> <p>まず最初に、この問題の発端は、18 年 9 月に 12 町会の会長を集めて説明会をしたということになっております。そのときの事情についてでございますが、「法務省及び福島保護観察所が地域住民に対して十分な説明を行い、理解を得て、センターの建設を実施した」としてありますが、その内容は次のような状況です。</p> <p>まず 1 番目として「近隣 12 町会の会長を集めて自立更生促進センタ</p>

一の内容について説明し、理解を得た」というふうに保護観察所長は申しておりました。これは8月3日の住民の会が開催した説明会の折の答弁でございます。しかし、御山町の町会長の話によりますと、この会合の開催は平成18年9月4日、11時からで、責任者、議題などを記載した公文書はなくて、電話連絡で、御山町町会長の場合は別の町会長からの電話で、保護観察所からの電話ではありません。別の町会長からの電話で、会議内容については、保護司会があるので出席してほしいという連絡があったという電話をもらったと。文書の通知もないので任意参加だろうと考えて出ないと答えた。そのうちに、電話をなされた方が、保護観察所に一番近い御山町だから、ぜひ出てほしいという要請があったので、付き合い上、仕方なく出席したと。出席者は10名程度であったと記憶している。渡された資料は「自立更生促進センター構想の概要」と題するA4番2枚のプリントで、そこで初めて議題がわかった。何の集まりかということがそこで初めてわかったと。

会議の内容は、構想の概要の説明、パイロット的施設設置候補地の口頭説明、回覧板広報を依頼するという事で、必要部数を申告させられた。質疑応答があったが、そのとき、東北はなぜ福島なのかという質問に対しては、福島検察庁に土地があるからだというふうな説明だけであった。

この説明会と称する会合は、責任者の所在があいまいで、住民に説明する会合で、住民の代表者として町会長を集めるのなら、当然、責任者と議題を明記した公文書で通知すべきものである。それがなされていない会合は正式な説明会とは我々は認められないというふうな判断をいたしました。

次に「回覧板による広報活動により住民の理解を得られたと判断した」、これも観察所長の言葉であります。回覧板は自立更生促進センター構想について、A4版2枚、五十数行、センターの整備について4項目20行が1枚、センターの概要・図式表1枚、以上4枚が回覧板の内容でございますけれども、回覧板というのは一戸の家庭にとどまる時間は限られております。配布物ではなく回覧物でございますから、当然みんなに回さなければならないものです。これだけの内容を説明者なしに理解できる人はどれだけいるか。回覧板は後で読み返すこともできません。また、入所者の欄では住民が一番心配している性犯罪者とか薬物依存者、暴力関係などの入居については記載されていません。手元に資料の残らない回覧板で理解を得られたと考えるのは、あまりにも我田引水の解釈だというふうに考えます。

それから、町会長に対する説明会でも「説明会でも住民からの反対の声が上がらなかったで、反対はないと思った」という説明がございました。町会長に対する説明会及び住民に回した回覧板で、この構想に対して賛成か反対か、などという問いかけは一切行われておりません。それから、賛成とか反対とかの意思表示をする機会を与えずに施設を完成させたことは、住民無視の行政横暴の何ものでもないとは私は考えており

ます。

住民の方々の御理解を得てから運用に入りたいという法務省からの話がありました。平成 20 年 5 月ごろからこの問題が話題になり始めて、福島市街地周辺地域の安心を守る住民の会とか、周辺各学校 P T A、町会単位の反対署名運動など、大きな騒ぎになっているときでも、法務省は自ら説明責任を果たそうとはせず、平成 18 年 9 月の回覧板以降、平成 20 年 8 月 21 日まで、約 2 年間、何の説明もしておりません。口先では国民の理解を得たいと言いながら、そのための行動は全くしておりません。言行不一致の極み、全く信頼することができません。

「なぜ設置場所が狐塚なのか」「検察庁の土地があるから」、町会長の説明会、住民の説明会でも同様のことでございました。自立更生のための教育が大切であり、必要性については理解しておりますが、そのためにはどんなことでも許されるものではない。一般市民がそのために不安を覚えたり、何らかの犠牲を払うということは避けなければならない。設置場所の選定については、周辺環境はその目的達成のための重要な役割であると考えられます。

法務大臣によれば、「目的達成に地域の方々の協力がなければ効果が上がらない、地域住民の理解を得てから運用したい」とのことです。すけれども、住民は学校その他の教育機関の密集地であり、さまざまな負の問題が不安です。

また、設置場所は信夫山公園の入口にあり、公園のイメージにもそぐわない。山全体の地形状況から見ても、仮に脱走などの行動が発生した場合、隠れる場所などが多く、発見が容易ではない場所です。「山の地形、状況については調査していない。そのような場所とは認識していなかった」、そのとき、法務省担当者は言っております。

設置場所については、住民にいかに説明しても、文教地区、公園のわき、山の地形状況、これは変わりありません。変わることができません。いかなる話し合いでもこれは変わりません。場所を問題としている以上、住民の理解は得られないということが結論であります。この場所での開所は白紙撤回して、適切な場所の選定をお願いしたいのであります。

こういったことを、私たち御山町の有志として 1 月 22 日に公開質問状として提出いたしました。法務大臣、保護観察所長あてに、2 月 13 日までという期限をつけてお願いしたのでありますが、公開質問状というものは色々な問題があって、上まで、法務大臣まで行かなければなかなか出てこない。したがって若干遅れるというふうな御説明がありました。若干遅れてもやむを得ないというふうなことでありましたが、若干遅れまして、届いたのは 12 月 1 日でございます。提出したのは 1 月です。約 11 か月以上かかってようやく 12 月 1 日に受け取りました。

その内容につきましては、今申し上げた 8 月 3 日ないし 8 月 21 日、22 日の説明会のときにいただいた回答とほとんど変わりなくと言いたいのですが、全然違っております。

そのときの内容は、例えば、「地域住民の理解を得るために周辺の町会会長を対象に説明会を開催したとされているが、その周辺町内会の範囲を決めたのは誰か」とか、そういったことを聞いたのですけれども、文書が「相談はしたようです」とか、それから違うところでいっても「連絡方法は電話であった」とか、「出席をお願いしたと聞いております」、そういうふうな、まことにあいまいな表現が多いのです。

この説明会で、町会長に対し、構想到賛成か反対かを聞いたかと、その回答では、前には「賛否をお聞きしたことは聞いていません」というふうな回答があったのです。それに対して、今度の12月1日の回答では「説明会においてはセンターの概要について説明し、その後、自由に質疑や意見を述べていただきました。その際にはセンター建設に反対する御意見は表明されておられません」と、今度はまた違う文言で出てきているのです。

そのように、これはいっぱい二十何項目かあるものですから、ここでは時間がありませんので、こういったふうに内容が、1年間も回答する間にはいろいろなことが変わってきているのです。質問した1月の時点では、何もこちらに対して地域住民に説明したりしたことがなかったのに、その後、いろいろなことが出てきて、あれもやった、これもやったというふうなことは、その後のことを書いてきております。

先ほど熊坂さんからもありましたけれども、いろいろな経緯について、この間も申し上げましたが、18年の12月にセンター構想について新聞の報道がありました。その民友新聞の最後のところに、「今後、地元で説明会を開く予定」というふうなことが発表されているのです。しかし、説明会は20年の8月21、22日に開かれました。19年は一切何もやっておりません。それから、20年の8月の21、22日まで何もしない。約1年半は全然何の説明会も開いておりません。

きわめつけは、8月3日に住民の会が主催して、この下で説明会を開いたのですが、その説明会に対して観察所から来て説明をお願いしたいというふうなことを申し入れたときのいきさつとして、質問を受けなければ出席する、質問しなければ出席するというふうな、最初は返事であったと聞いています。そして、説明をするからには、こちらでその説明を聞いて、当然、質問が出るというふうなことで、質問を受けてくれということで、相当時間がかかってようやく、10分間に限って質問を受けるというふうな回答で、8月3日の会合が開かれたと聞いております。

住民に対して十分な説明をして、それで理解を得るということを言いながら、やっていることはこういうことだということで、非常に私としては疑問を感じたということも中にはあります。

細かいことがいっぱいありますけれども、そういうふうな状況で、我々としてはこの中で、観察所が誠意をもって我々に対応してくれているというふうなことは、今は感じられておりません。もう少し地元住民の気持ちも酌んでいただきたいというふうに思っております。

途中、ちょっと支離滅裂なところもあったかもしれませんが、以上、

	<p>住民としてはそのような意味からも、この問題については白紙撤回していただきたいというのが私どもの意見でございます。以上です。</p>
熊坂委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、時間の方も差し迫ってまいりましたので、簡単な経緯というところは飛ばして、まとめを私の方から述べさせていただきたいと思えます。</p> <p>皆さんに見ていただきたいものがあります。このパンフです。これは皆さん十分御存じかとは思うのですけれども、ここに書いてあります。「地域社会と共に歩む」。</p> <p>私がかねてから疑問に思っているのは、法務省がなぜ更生保護のパンフレットにこのように「地域と共に歩む」とうたいながら、住民たちの意見に対して、はなから耳を傾けないで、住民が一番不安になるような、受け入れ難いような、そういった場所で事業を進めようとするのかということ。このようなやり方は、わざと住民を逆なでするようなことをして、本来なら成功するはずの受刑者の更生、それを最悪の立地条件でわざと失敗させるようなものだと私は思います。</p> <p>どんなものでも、受け入れられる条件、受け入れられない条件、受け入れられる場所、受け入れられない場所というのは何でもあります。全然話は違うけれども、福島の街の真ん中に例えば発電所をつくりましようとか、それは当然だめだと、誰でもそういうふうに思う。話は全く違うけれども、根本的なことは一緒です。それが必要であることはみんなが分かっている。私たちはそれには反対はしていません。ただし、適所を探してください。その探す努力をしてください。そうすれば、どこの住民も受け入れる態勢というものはあるのではないかと、そういうふうに私たちは考えます。</p> <p>なぜ、学校密集地での開所に反対との署名が8万も集まったのか。8万です。ここにいるのは二十数名。8万というと、この100倍以上です。8万というと、福島の有権者数の3分の1以上です。そんな多い人たちはここには住んでいないです。なんでそれだけの人が反対署名に署名してくれたかという、これは単純なことなのです。それは、この施設の立地が、みんなの頭の中に普通にある一般的な、常識的な立地ではないからなのです。</p> <p>それは、学校関係者だとか、親だとか、そういうことを飛び越えたところにある一般常識、それにやはりそぐわない。そういうことになるから、実際、周辺住民ではない人たちも、学校の近くはまずいんじゃないのといつて、あるいは仮釈放者の人たちも、何名か私のところに来て、おれ、実はあそこじゃないほうが良いと思っているんだということで署名して下さった方もいらっしゃいました。</p> <p>我々は本当はこんなところでこういった平行線の議論をしている場合じゃないと思うのです。そうじゃなくて、一番初めにもつれてしまった、間違っって住民の意見のリサーチをしないであそこにつくってしまった。それは一旦忘れて、では、どこにどんなものをつくれば更生保護が</p>

	<p>どんどんこれから促進されていくのか、そういった本当の重要な問題の根幹に目を向けて議論して、それこそ日本がいい国になるように、保護司の方々も、我々も、手と手をつなぎ合って頑張っていくべきなのではないかと我々は考えています。それに対しては何の異論もないし、みんな心から更生保護の促進あるいは受刑者の更生というものはみんなが願っている共通のテーマだと思います。</p> <p>少し長くなってしまいましたが、それではこれで私たちからの陳述発表を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
座 長	<p>ありがとうございました。開所に反対する合同会、5名の皆さんの意見陳述が終わりました。</p> <p>ここで懇談会に入りたいと思いますが、その前から保護局の方からコメント的なものがありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>本日は御意見をいただきましてありがとうございました。また、多くの方々に傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。</p> <p>大変高い所からで誠に恐縮でございますが、今、最終的には、熊坂委員に大所高所のところからまとめていただきました。個々の御意見に一つ一つ、中には正直申し上げまして私どもとは大きく見解の違いかなというところもございます。そこは置きまして、まず私から、これまでの経緯を本当に率直に、また謙虚に振り返りまして、私ども、この福島の地におけます自立更生促進センターの建設に関しまして、当初の経緯におきまして大変説明等不十分だったというところ、これは認めまして、まず私の方から頭を下げさせていただきたいと思います。本当に多くの市民の皆様に大変御心配をおかけしております。中には御懸念をお持ちの方も少なからずいらっしゃる、そういう現実を重く見ております。</p> <p>また、きょうは併せて報告ということになりますが、先ほど何人かの市民の代表の方からお話ございましたが、12月1日で2つの団体から頂戴いたしました公開質問状に対しまして、私どもの方からお答えさせていただきました。これも時期が、いろいろな経緯がございますが、大変遅い回答になりましたこと、やはりこの場でおわび申し上げますとともに、傍聴の方、それからほかの委員の皆様には御報告申し上げたいと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>

## 2 意見交換

発言者	(内容)
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、今のヒアリングに対して、委員の皆さんから質問また補足的なものがありましたらお聞きしたいと思います。挙手にてお願いします。</p> <p>私から一ついいですか。仮釈放者の35%の再犯率があるということなのですが、これは犯歴に基づいたようなデータというものがあるのでしょうか。</p>
J委員	<p>それは法務省の方たちが一番御存じかと思います。細かい犯歴のデータは見たことはあります。アディクションの方たちは、私は再犯率というのは高いと認識していますが、そちらの方は記録しているかと思ますので御説明いただければと思います。</p>
事務局	<p>犯罪全体として、交通関係を除きまして、やはり窃盗が一番多いのですけれども、今話題となっている再犯率、4割弱、35%というのは、5年間追跡したときに、出所者がまた再入所している割合という意味での数値でございます。</p>
副座長	<p>確認ですけれども、刑務所を仮釈放で出所後5年間見て、5年間の中での再入所率、そういうことですね。</p>
J委員	<p>今、質問の意図と違ったような気がするのですけれども、今のは、ばらばらのデータがあるかどうかという質問です。</p>
座長	<p>はい。それは犯罪、窃盗が一番多い。その次に、犯罪の種類によって再犯率の高さというのが、まず窃盗が一番と。</p>
事務局	<p>すみません。今申し上げましたのは再犯率と呼んでおりますが、これは正確に申し上げますと刑務所への再入所率というものでございまして、再入所率につきましては、犯歴というものは、意味が罪種別というのでございましょうか、あるいは刑務所に度数として何度と。</p>
座長	<p>罪種別です。</p>
事務局	<p>罪種別の場合は再入所率というデータはとっておりませんで、例えば保護観察の期間中の再処分率というような、保護観察の期間中に、また処分を受けてしまったような者の方は分かります。ただ、一番再犯率が高く出ますのは刑務所への再入所率でございまして、それは5年間という長いスパン、これにつきましては残念ながら細かい数値は、特別調査のような形をいたしませんと、いわゆるルーチンの統計としてはとれていないのが現状でございます。</p>
座長	<p>分かりました。</p> <p>そのほかに皆さんから質問はありますか。</p>
E委員	<p>今の再犯率、この間いただいた資料ですと、仮釈放中の再処分率は0.6%だと、そして、仮釈放取消率は5%だという資料ですよ。ただ、その後5年間を追跡すれば35%という数字が出てくるということですから、施設との関係は直接は5%が最高ですよ。</p>
事務局	<p>左様でございます。</p>

C委員	<p>先ほど、反対派の方々からいろいろ聞いたのですけれども、場所とか、学校近くではないところとか、いろいろ言うのですけれども、では場所だったらどこがいいのだと、これは言っては悪いけれども、学校とか施設とかというのは、大体その地区の2キロの範囲内とかそういうふうになってしまうので、まず、学校とか何だとかといたら、まず日本全国どこでも建てるところがないのではないかと、そして、建てるとすればどういふところだろうと思うと、人が住んでいないか、それこそ行き場所がない人はどこに行ったら働く場所があるのだろうかとか、色々考えれば、ちょっとそこら辺は難しいのかなということです。場所の選定、私もちょっと聞いてみたいと思います。</p>
座長	<p>では、今、C委員さんから、いろいろ皆さんに問いかけの部分でありました。そのほか皆さんの方から意見等ありましたらお願いします。</p>
K委員	<p>確かに今、反対される方、私も話を聞いていて、それは本当だなというところもあります。私も保護司として今推進して、促進センターではないですよ、本当に治安のいい世の中をつくっていくという場合においては、今の福大の先生、私も実は薬物乱用防止指導員になっております。本当に薬物に関する問題を直接、私は扱っております。そのとおりなのです。例えば5年間刑務所に入っている、出てきて必ず、自分を治そうという気はあるのですけれども、やっぱり薬物はなかなかそれから逃避はできないでいる現実、これは間違いなくあります。でも、かといって、執行猶予とかそういうことも今この日本の状況ではできないのです。それは人権もありますし、いろいろ部分がある。</p> <p>それで、実は先ほど来、H委員も、皆さん、不信、不安、それはあります。けれども、皆さん方も一緒に安心・安全なまちづくりということでこの場は協議しておりますので、私が誤解している部分もあるかもしれませんが、この促進センターに入る入所規定といいますか、これは一応仮釈放なのです。仮釈放者というのは、ある程度、全国から凶悪犯が来るとか、そういうことではございません。</p> <p>だから、今の、反対というと大変恐縮なのですが、そういった御意見を述べられる方々も、実は本当はこういったスタートは切っていますから、安全・安心を守る会ということで、実際は本当に性犯の凶悪な者、あとは覚せい剤ですか、こういったものは別枠で、法務省とはいいませんが、別枠で考えていただかないと、この話は進まないと思います。</p> <p>本当に皆さん、私は実際扱っております。私も前回一応お話しさせていただきました。特別な処遇は、特別な犯罪者を処遇するというのではないのです。その辺のところを誤解されないで、まあ、何とかですね。</p> <p>また、今の場所の選定もありますけれども、場所は確かに最初、「ここか」というような疑問は当然持ったと思います。でも、今学校に通っておられるお子さん方、例えば、今、校長先生がおられますが、何もここだけではないのです。うちの方からも通ってきます。特に高校生とかになった場合、福島全体から来るのです。そういったときには、自分の</p>

	<p>本当に近所，このリスクも下げていかなければならないという観点から，ここで協議をお願いしたいなど，私の立場からはそういったことをお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p>
D委員	<p>私も第1回目に皆様方にお話をさせていただきましたけれども，同じ市民としての立場で，このセンターの開設に反対だとか，賛成だとか，そういった立場で対峙してお話しする立場にはない。同じ横向きの方向でどうあるべきか，どんな方向に持っていくべきか，こういったものを議論したいのだという話をいたしました，今現在もそれは変わっておりません。</p> <p>そういった意味から，現実的なことをちょっと話をさせていただきたいと思います。まず，我々保護司は月に大体3名から5名，4～5名程度の仮出所者，保護観察処分となった方を担当いたします。その場合には，来訪・往訪と申しまして，平均的に申しますと3回，4回程度，自宅に対象者に来ていただいてお話をする，また，自分がそちらの家に参りまして話を聞く，そういったことを繰り返しております。先ほど申し上げましたとおり，3名から5名，4名といたしましても，月に12回，おいでいただくのは10回程度になります。</p> <p>そうすると，その保護司の先生のところはその対象者に来ていただくのです。その保護司というのは，この市内にもいろいろな場所に保護司さんはいます。学校のそばにもありますし，公園の近くに保護司さんがいる場合もある。いろいろな場所に保護司さんがいるのです。そのところに，いわゆる観察処分となった者がその家に来るわけです。その場合には，近所の人とすれ違う，対する，そういった現実もあるのです。</p> <p>今回の場合には，その方を，24時間とはまいませんけれども，しっかりとした指導のもとで生活をさせる。そういった面においては非常に安全面では逆にいいのかなど。我々は対象者に対しまして24時間監視できる立場にはないのです。3度から5度，その程度その方の生活の態度であるとか，行動であるとかを把握する時間しかないのです。それを一定期間，指導監督のもと，さらには就職であるとか，生活態度であるとか，将来の展望を考えながら，この施設を利用して退所していく，そういうものも現実的に御理解をいただきたいと思います。</p> <p>さらには，今現在，全く最初から考えようというような話もございしますが，これはちょっと先走った話になるかしれませんけれども，この施設の在り方そのもの，例えば，今J委員がおっしゃった，東北六県と北関東の場所の対象者を受け入れるということではなくて，では，福島県だけの対象者として考えてもいいのではないかと，さらには，人数をどうするとかこうするとか，そういった議論の方向に持っていっていただければありがたいと思います。</p>
J委員	<p>今，更生保護関係の3名の方から御意見をいただきまして，私へのというよりは全体への意見だと思うのですが，非常によくわかります。言っていることは非常によくわかるし，同意できる部分も多いとは私は思</p>

	<p>うのですけれども、先ほどの発表でも言わせていただきましたとおり、では、やはりリスクについてお聞きしたいのですが、D委員は現実と考えて、例えばこの施設に入所しているときの再犯率は5%前後、刑務所に戻ってしまうという人の割合は5%前後というふうに言うのですが、5%といっても、100人のうち5人が刑務所に戻ってしまうわけです。さっきの35%というデータを考えると、それは早いか遅いかの違いで、それは運の問題です。5年間待つと35%に増えているけれども、ここにいるうちは確かに5%、ただ、その5%が、年によっては上がるかもしれないし、下がるかもしれないということになってしまうと思います。いつかは再犯するパーセンテージが35%ということなのであれば、そのリスクというのはないというふうにお考えですか、それとも、そのリスクというものがあつた上で、住民はその場所で受け入れるべきだというふうにお考えなのか、疑問に思っていたのですがどうでしょう。</p>
D委員	<p>リスクそのものについては、私は答えるべきでもないし、答える立場にもないと思います。</p> <p>刑務所の出所者というのは日本全国にいるわけです。必ず刑期を終えれば、刑務所にいていいかといってもおれません。出なくてはならない。そういった方々は日本全国にいます。</p> <p>保護観察処分となった者の受け入れ先があれば我々が対応して処遇をする、その中で我々が一生懸命に再犯を少なくする、それを、市民の協力をいただきながら少しでも安全・安心なまちづくりをする、そういった立場であります。皆様方、すれ違うこと、子どもたちがすれ違うこと、周りにいられること自体を危惧されていますけれども、我々はその方たちと直接お会いしています。直接相対して話をしているし、私にも家族はいます。子どもが小学校、中学校のときから、私は担当いたしました。そういう方がたくさんいらっしゃると思います。我々は一体何なんだろうと、直接相対しながら、更生保護、再犯を犯さないために一生懸命努力をしている、そのこと自体が駄目なんだよと言われているような気がして、非常に寂しい、悲しい気持ちなのです。市民の皆さんが全体的にそういった人たちを阻害する、蔑視する、そういうものをまず払拭しない限り、なかなか再犯率の低下であるとか、そういうものは下がらないと私は思うのです。</p> <p>私の根本的にあるのは、私たち保護司たちは、そういうものもいいのではないかという立場です。合同会の皆様は、そういったものは、あの場所に対してはまるっきり白紙撤回して云々ということですが、そういうことではなく協議をしていきたいなという気持ちもすごく強いのです。</p>
H委員	<p>今のお話は、かなりの部分は理解できるのですけれども、ただ一つ、今おっしゃった、市民が蔑視をするとか、理解していないとか、それは保護司の方たちが普段お仕事をされていてそう思うのかもしれませんがけれども、皆さんそうは思っていないと思うのです。いろいろな人がいます。一部そういう人たちがいるかもしれませんが、少なくとも</p>

	<p>我々合同会で話し合っている流れの中で、そんなことを思っている人は1人もいません。これは繰り返しになりますが、本当にそういう人たちが更生していくということは国にとっても重要です。</p> <p>ですから、話の中で、そこをそんなことを言うというのはちょっと卑怯だなという気がするのです。あなたたち蔑視しているのでしょうと、これはメディアもいますし、その中で非常にやり方としては卑怯です、そういう形で持っていこうとするのは。私はこういうところがどうしてもひっかかる。</p> <p>皆さんリスクも知っています。私は、皆さんがそれをよく知っているということは知っています。それでも何とか、ここまで来てしまったのだから開所させたい。そのために、みんなやっぱりそういう偏見を持っているのだというほうがやりやすいというように持っていくとしたら、それは非常にまずいやり方です。私ははっきり申し上げまして非常にそこに対して反発を感じます。</p> <p>ですから、そうではなくて、やっぱりリスクがあるのです。では、この場所がいいのですか、それもよくわかります。それは、どうか法務省、それから保護観察所で考えていただきたい。それこそ、先ほどあったように、住民たちと話し合っ、どこがベストか、理解できるようなやり方というのは多分あるのだと思います。</p> <p>福岡が北九州になった。あそこはやっぱり、そこがいいということになって場所を変えて開所できたわけです。</p> <p>そういうことを考えると、私は全国的なレベルを見て、全国民が同じようなリスクを負担していく、これはわかります。ただ、私たちが言っているのは、どうして弱者、子どもたち、本当に影響を受けやすい子どもたちが毎日登校し下校し、それと同じ時間帯でこの方たちは20人が職場に行き、帰ってくる、そういうふうな施設をここに造るのか。しかも、今おっしゃいましたが、私はこういう人たちと会っている、特別な人じゃないとおっしゃったけれども、特別な人なのです。民間では処置できない人たちを扱うわけです。そういう人たちがどれだけの再犯率を犯すか。先ほどおっしゃっていたように、種別の統計はありませんと、わからないのです。</p>
事務局	5年間の再入所率ということで申し上げました。ですから、保護観察期間中の処分率につきましては大変低い数字でございます。
H委員	はい。でも、犯罪の種類に対しての5年間のというのはわからない。
事務局	そうでございます。
H委員	ですからわからない。そうすると、そういうリスクがあるのです。だから、我々はそれを言っているわけです。だから、どこに持っていったって同じですなんていう話にはしないでください。一般論で我々は話しているわけではないし、そういうものが必要だということはわかります。国民全員が同様に同じリスクを負担し合う、これは非常によく理解できます。ですけれども、持っていこうとしているのは今のところそう

	<p>ではないのです。</p> <p>ですから、何としてでもここで開所しなければならないと、その論拠を、そこに視点を絞るのをどうかやめてほしい。私はここはどうか考えたって不適切な場所だと思います。ですから、そこはちょっと置いておいて、保護観察所と法務省が全国レベルでもう一回考えていただく、どこが一番いいのか。</p> <p>皆さんの意見の中で、この間は刑務所でどうですかという話もありました。それは十分に検討も何もしていませんし、いいのか悪いのか私にはわかりません。それも含めて、観察所の方で考えていただければいいのではないかというふうな気がしております。</p>
D委員	<p>申しわけありません。私の不適切というか、そういう蔑視という言葉がありました。皆様方がそういうということではなくて、中にはあると、そういう一部のことに對しての発言ですので、それは理解をちょっと変えていただきたいと思います。あくまでも物事に対して理解をするための言葉でありますし、そういった意味ではもっともっと広く我々の立場、そして、我々も皆さんの考え方を理解しながら進めていくべきだなと思います。</p>
副座長	<p>保護司さんとの意見交換会ではないので、幅広い方から意見をいただきたいと思います。</p> <p>もう一つだけ、さっき処遇論の話が出ていたので、それを専門にしている者として一言だけ言わせていただきたいと思います。</p> <p>一つは、アディクションとして犯罪を考えるというお立場があるというのはそのとおりですけれども、医学モデル、お医者さんが中心でやる形と、それから、刑務所とかこういう司法関係がやる、どちらかが片一方でやることで効果が上がるものではなくて、両方ないと難しいよということであって、そのバランスの置き方が、医学モデルが不可欠とおっしゃる方もいらっしゃるれば、やはり、刑務所とかに入っていないと難しいよという、それはお考えはありますけれども、どちらか一方ではだめだよというところまでは共通しているのだと思います。</p> <p>それから、先ほど保護観察所で何回という話がありましたけれども、刑務所に入っている間にプログラムが組まれていて、そこでは何十回とやられた後に、出てきてからも引き続きやるというプログラムですから、実際に出てきてから4～5回だけやっておしまいということではなくて、刑務所の中に入っている間でももちろんやって、当然のことながら出てきてからもやる。</p> <p>ただ、おっしゃるように、そういったものは時間がかかるのだよということであれば、そういうお考えもあると思います。ただ、そうやって考えると、5年、10年、15年、刑務所に入れておくのか、あるいは、その後に出てきてからも、5年も、10年も、15年も、ずっと国が監視しているかということになると、またそれは別の議論になりますので、少なくとも今の法律のシステムではそういった方を、5年、10年、15年、刑務所に入れ、さらに出てきてからもずっと見守るというシステム</p>

	<p>にはなっていないということだけは確かで、それをやるのであれば根本の法律から変えなければいけないので、そのところだけお話ししておきたいと思います。</p>
座長	事務局から。
事務局	<p>統計数値は本日用意できておりませんが、次回、用意させていただきたいと思います。</p> <p>それから、私ども、今、副座長の方からお話もございましたが、あくまでも司法モデルということで、私ども刑罰の執行のプロセスの中で最大限のことをさせていただいているということでございます。それで、覚せい剤の判定につきましては、まず一つ、入所者について見ますと、依存性の進んだ者につきましては反対の御意見が出始めた当初の時点で既に方針変更させていただいております。依存性の進んだ者につきましては入所をさせないということが一つございますし、お子様のリスクという点で一番御懸念があるということだと思いますが、性犯罪の方につきましても、その必要性は、これもよく御覧になっていただいております更生保護施設検討会の方のレポートに入っておりますが、性犯罪者につきましても、福島では入所させない。子どもを狙った犯罪歴のある者についても入れないということ、これは今年の8月の時点でお約束しております。これを、また法務省が今後変えるのではないかという御懸念があるいはおありかもしれませんが、そういうことはない、この場でお約束いたしたいと思います。</p> <p>それから、北九州につきましては、若干説明させていただきますと、実はまだ反対の看板がセンターの前に立っております。そういう中で、しかし多くの方たちが一方で支えてくれております。多くの方たちに支えていただきながら、まだ、一部御理解いただかない方たちもいらっしゃる、そういう中で船をこぎ出したという現状にあることを御報告申し上げたいと思います。</p>
G委員	<p>その昔、現在、税務署のあるところに拘置所がありました。それ以前は刑務所だったそうですが、私はその当時のことは知りません。そして、今、ハローワークのあるところに、拘置所と刑務所の官舎がございました。</p> <p>私は保護司でも何でもなく、これは普通の一般の主婦としての私自身の経験ですが、昭和37年から48年の11年何か月の間、私は夫の仕事の関係といいますか、夫が拘置所の非常勤の嘱託医をしておりまして、私もその官舎に住んでおりました。子どもが2人おりまして、男の子が二人そこで生まれ育ちました。</p> <p>そこに入りました時は私も20代の半ばでしたので、やはり皆さんが懸念していらっしゃると同じように不安でした。明治の初めに建てられた古い官舎でしたの、今では考えられないことなのでしょうが、当時はその修理とか、新しく官舎を建てなおすために、取り壊したり、建てたりということで、朝、受刑者の人が来るのです。受刑者の方が一年に2棟くらいずつ建てるわけですがけれども、朝9時に来て5時まで働いて、</p>

	<p>またトラックで、南沢又でしょうか、刑務所に帰っていくのです。もちろん看守の方はついていますが、常にそばに就労時間中いるわけです。そういうわけですから私も初めはとてもしやでした。家の中を直す時はその人たちが出入りするわけです。</p> <p>ある時、確かふすまの張り替えか何かをしてもらっていた時に、子どもたちが騒いだり、泣いたり、喧嘩したりということがあって、帰るときに「すみませんでした。今日はうるさくて申し訳ありませんでした」と、ちょっと一声かけたところ「いや、家に帰ったような気分で、今日はとても楽しかった。」というか、「とってもいい気分だった、心が安らいだ」という言葉をその受刑者の人から聞きまして、その一言で、ああ、この人たちも本当は普通の人なんだなということを感じたのを思い出します。その後も、別な時ですが、隣の部屋で仕事をしてもらっている時に喋っているのが聞こえてきて、「あんた、今度家に帰るんだろう」「うん、でも、おふくろは待っていてくれるんだと思うけれど、ほかの兄弟がなあ…」というような会話が聞こえてきて、ああ、行き場がないというのは本当に寂しいのだろうな、やっぱりまたそこで、この人たちも普通の人間なのだと思います。</p> <p>罪を犯す人というのは、国民全体のパーセンテージからいえばどのくらいあるのか私はわかりませんが、罪を犯した人の 35 パーセントが再犯するということは、65 パーセントは立ち直るということなのだろうなと考えました時に、今、裁判員制度が始まって、罪を犯した人の刑を国民が決めるという時代になりましたので、その人が立ち直る時に、私たちも何らかの形で力を貸す必要があるのではないかと思います。合同委員会の方々もそういう施設には反対はしないのだとおっしゃっていますので、あの場所が良いかどうかという最初の食い違いとか、法務省自身の言葉の不足が、なおさら今の反対の意見を強くしているような気もいたしますので、そういう意地みたいなものは一寸置いておくのがこの場は必要なのかなと思ったりしております。</p> <p>そこで、お伺いしたいのは、或いは私が欠席している間に質問が出ているのかも知れませんが、定員が 20 名ということですが、常に満杯といいますか、定員いっぱいにするのかということと、もうひとつは、入所させる人を決定する過程を伺いたいと思ったのです。最終的に決めるのは専門職の方なのだろうとは思いますが、やはり現在反対していらっしゃる方でも、誰でも、その中に一般市民を入れることはできないものか、何かそういうところで納得する方向もとれるのではないかと、いうことを思っているのですけれども、その辺を伺いたいと思います。</p>
座 長	G 委員の方から質問がありました。それに対して回答の方、保護局の方からいただければと。
事務局	ただいま、定員の関係で、20 人だけれども、実際にどのくらい入れるのだろうかという話ではあるのですが、やはり少しずついいですか、こちらの方も、ここで初めての我々の事業ということになりますので、少しずつ実績を作りながら私たちも力をつけてやっていくという形で

	<p>考えておりますので、何人という言い方は言えませんが、やはり、少しずつ入れていくという形で始まる予定でおります。</p> <p>どういうプロセスで入ってくる人を決めるかということですが、保護観察所の方の保護観察官が刑務所に赴いて面接を2回するというのを予定しております、さらに仮釈放の決定ということになりますと、それは地方更生保護委員会の判断ということになりますので、ここにありますと、仙台にあります東北地方更生保護委員会といったようなところで、3人の委員さんが合議を行って、この者を仮釈放をすることが相当かどうかという最終的な判断がなされて仮釈放になる、そういうプロセスになります。私の方からは以上でございます。</p>
事務局	<p>北九州の方の自立更生促進センターが全国第1号ということで、ことしの6月下旬に開所いたしました、その後、順次入所してきております。今、申し上げましたとおり、正直、ゆっくり慎重にこぎ出しております。</p> <p>今までに5人入って、既に1人は円満に退所しまして、お金を蓄えまして、無事にアパートを借りて出ていくことができました。まだ地元の方が今も、先ほども申し上げましたとおり反対されるお立場の方もいらっしゃるようで、看板も出ているような状況なのですが、北九州の場合は運営連絡会というものを、地元の色々な、学校関係の方、自治会の方、警察機関の方、あるいは商工会の方、地元の事業者の方などにお入りいただきまして、そういう会議を立ち上げる予定になっております。ただ、今お声をお掛けしている、まだ看板を下ろさないお立場の方をお待ちしているような状況でございます、今、規約はお諮りしているような状況であります。正式に立ち上がりました暁には、その場で入所する人たちのプライバシー保護には配慮しつつ、プロフィール的なものをある程度、年齢層であるとか、罪名であるとか、刑名であるとか、あるいは退所した後の見込みなどにつきましては、ある程度の情報をディスクロズさせていただきまして、少しでも地元の御理解を得て運営させていただきたいというふうには北九州の方では進めさせていただいております。そのような状況でございます。</p> <p>福島が直ちにとという話ではなく、全く今はそういう段階ではございませんが、北九州はそういう状況でございます。</p>
座長	<p>質問のもう1点、入所者の選定に関して民間人が携われないのかという質問がありましたが、それに対しては。</p>
事務局	<p>それに対しましては、先ほど申し上げましたとおり、これはあくまでも私ども法務省の方の責任とさせていただかざるを得ないのではないかと思います。ただ、そこで、透明性とプライバシー保護とのぎりぎりの関係で大変難しいところがございますが、その中で、できるだけ御理解いただけるような形をつくっていきたくと私自身は考えております。</p>
副座長	<p>委員会委員はどのような人なのか。</p>
事務局	<p>東北地方更生保護委員会におきましては、例えば、具体的に申し上げますと、新聞記者出身の方、法務省出身の方、あるいは地元の社会福祉の関係の方などであり、民間の方に、現在かなりの数お入りいただいております。</p>

	<p>おります。法務省関係者というのは、保護観察官のOBであったり、あるいは刑務所職員、いわゆる犯罪者処遇の経験を持つ方、一方で、民間の方々の御意見を反映させる意味で、新聞記者の御出身の方、あるいは地元の社会福祉の関係で御活躍の方などに、地方委員会の委員にお入りいただいています。</p>
座長	A委員、もしお話しいただければと思います。
A委員	<p>今、いろいろお話を伺って、私、子どものころの思い出を思い出しました。今、G委員さんがお話されましたが、実はうちで、未成年者なのですが、どういう経過でそういう状況になったかはちょっと覚えていないのですが、うちの祖母が多分民生委員か何かをやっていたことがあったものですから、きっと鑑別所からうちに預けられたことがあったのです。それは何人か、私が小学生、3年生、4年生ぐらいだったと思います。それこそ24時間寝泊まりが一緒に、喧嘩して、補導されて、多分捕まって、家庭がだめだったのだらうと思います。うちに戻せないで、それで、どこか預かれる場所がということで、多分うちに来た方が、私の記憶では3人ぐらいいました。</p> <p>一緒になったことはないですが、1人ずつ交代交代だったのですが、そのときにやはり、私も子どもだったので、「お兄ちゃん、お兄ちゃん」と、未成年者ですから。一緒に遊んだ記憶があって、そのときは悪いことをしたお兄ちゃんがうちに来ているという意識は全くなかったのですが、中学生ぐらいになって後で聞かされて、「お兄ちゃんどうしたの」といったときに、「実はこういう人だったんだよ」ということをうちの親から聞かされたのですが、やっぱり今もってつき合っている方もいます。世話になったとってお墓参りに来る人もいるのですが、堅気ではないような感じでした。それでもやはり、何年かに一遍、来てくれるのです。全く音信不通になって、きっとまた鑑別所といいますか、そこから少年院か何かの方に行ってしまった方なのかなというふうに思います。</p> <p>そのときに、子どものときの記憶をたどって思い出したときに、やはり、うちのばあさんが寄り添っているのです。自分の子どもと同じ目線で育てようという気持ちがあったように思います。差別することはなかったですね。御飯を食べるときも一緒に、遊ぶときも、僕らと一緒に遊んでいるのを見ているだけというふうなことで、そういう目線が、私は将来性のある人に対して、心の成長もそういうところで養えていけるのかなと思います。</p> <p>確かに家庭環境が非常に劣悪なところで、どこかでやっぱりいやされないと、人間、生きていけないと思うのです。やはり、そのいやされる場というのが、さっきの保護の地域であればいいと思えるのです。ですから我々が更生保護をしたいという人たちに少しでも寄り添える場を福島市につくっていかうのではないかと、そういうふうに思えてしょうがないのです。行くところがなくて再犯する、あるいは寄り添うところがなくてまた犯罪を繰り返す、そういう構図が見えるのです。</p>

	<p>そうではなくて、もっともっと受け入れて、そして寄り添ってあげて、ここにいていいんだよ、ここで頑張ろうじゃないかという、そういう気持ちで私は接していきたい。それが犯罪を減らす、再犯率を下げていく、最も大切なことではないかと、今日来て感じました。</p>
I 委員	<p>A委員が言うとおりでと思います。私も、今、例えば前回の民間の自立更生施設、こちらに行って、ここがあるので再犯率が下がっているのだと思います。それから、G委員のお話にあった、ここで家庭的なことを感じた、そういった方々は、きっとその後、更生を果たしていい生活をしているのだろうなと思います。私の周りにも、昔刑務所に入っていたけれども、今は立派に更生されて仕事をしている方もいらっしゃいます。そういう方を見て、そういう世の中になり、結局、更生率が65%、70%、80%と、高くなることはとても大切なことですし、そうならなければならないと思います。</p> <p>ただ、それがやっぱり現実的に100%ではない現実というものがあって、例えば我々の住んでいるそばにも近くに僧侶の方がいて保護司さんをやっていて、その自宅にそういった犯罪を犯した方を呼んでいるのを見たことがあります。大変だなと、お坊さんはそういうこともしてくれているのだな、ありがたいものだなということを思っています。そういう方は、やっぱりそこに呼ぶということで、そういう犯罪を犯した方を分散しながらでも色々なところで受け入れている。福島というところは大きいですが、その中でも色々な方が色々な場所で分散をしながら受け入れて対応してくれているということがあります。</p> <p>ただ、この施設は24時間そこに住むという集中する施設がここのできるということは、僕は一つ怖いと思っているのです。すごく怖いと思っているのです。ですから、例えば本当に更生しようとしている人は助けたいという気持ちは僕もすごく持っています。それが本当に100%だったら僕は何も言いません。「いい施設ですね、やりましょう」と言いますが、先ほど私ども話をしましたけれども、これがフルに入った場合、満杯に入った場合、10年で約800人の方がいます。その中で犯罪をする方が0.125%ただけでも1人の犠牲者が出ます。例えば、保護観察中に0.6%という数字が出てきましたけれども、そういった犯罪があるのだとすれば、10年間の間に今までの統計を利用すれば5名ぐらいの犯罪者が出ますよということで、何もしていない弱者の子どもたちが、その5名になる可能性が非常に高いということも忘れないでくださいということを言いたいと思います。</p> <p>確かに犯罪を犯した方たちが何とか犯罪をしないということは、大きな目を見た場合、日本全体、社会全体で見た場合はとても大切なことですし、我々も日本国民として絶対やらなければならないことだと思いますけれども、やはり、この福島に住んで、そして、子どもたちの親、そして、将来的にうちの子も子どもたちも福島に住んで、その子どもたちの親になるかもしれません。未来のためには、そういった犠牲者を1人としても作りたくないという僕らの気持ちもあります。何も悪いことをし</p>

	<p>たこともない人も、やはり助けてください、そういう犯罪に巻き込まれることから助けてくださいということ。だけども、やはり犯罪者をなくすことも、それが助けることにもなるということもわかっています。この両方が合致するような形の取り組みをしていただきたいということを中心に思って、念じて、それだけを求めています。とにかく、更生はすべきだとは思っています。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>予定時間を過ぎていますので、あとお一方だけ。</p>
F委員	<p>考え方は、私は、A委員が今おっしゃったことと私も同じです。ただ、リスク論を言われると一歩も足が出ないのです。この世の中、リスクなんてない社会はないわけです。交通事故もあれば、飛行機や、車が飛び込んでくるというリスクもある。ただ、そういうものとこの問題のリスクは別だと多分考えているのだと思うのですけれども、しかし、リスクのない社会はないのだと。だから開いていいということではないのですけれども、そのリスク論を強調されるのは非常に困る。反対・賛成に関係なく、それを強調されてしまうと。</p> <p>それから、先ほどありましたが、65%の人が更生しているのだと。この人たちを見捨てるのかという問題も考えなければならない。</p> <p>もう一つは、中村先生がおっしゃった「否認」ですか。私、初めて聞いて深く胸に突き刺さりました。やっぱり、一緒くたに十把ひとからげで更生するというのではなくて、こちらはこちら、さっき薬物の問題もありましたが、そういうものを全部込みではなくて、やっぱり医療の部分で更生をさせる部分もあって、さらにこういう施設もあってという、やはりその辺も、今後の問題になるのですけれども、それも併せて考えていかないとやっぱりスタートできないのではないかと、将来的にわたって。至道会などは100年の歴史があるわけでしょう。その長年の積み重ねの中で今の施設があるわけですから、そこら辺は考えてもらいたいということ。</p> <p>もう一つ、ついでに、アンケートの中に税金のむだ遣いという話がありました。この施設をつくるのが税金のむだ遣いだと。私は今の時点でこの施設が2年以上もこうやって放置されていることは税金のむだ遣いなのかなと思います。だとすると、開けというのではなくて、別の短期間でもいいからもっと別の利用がないのかと。つまり、10日ぐらい前にハローワークで職業あっせんだけでなく、生活・資金、全部トータルでやる窓口ができました。そういう人たちが職が決まるまでの間、一定期間、半月とか1か月とか、あるいは路上生活をせざるを得ない人たちを、短期間でいい、とりあえずこの施設で保護するとか、多分そういうことになると、目的外使用とかという、また別の税金のむだ遣いが出るかと思いますが、その辺をクリアして、変な意見ですけれども、そういうことも納税者の1人とすれば、2年間も放置しておくのは税金のむだ遣いだと、それは別の形で利用してということも併せて考えていく必要があるのかなと思います。余計なことですが。</p>

座 長	ありがとうございました。活発な意見, 本当にありがとうございます。まだまだ言い足りないと思いますが, 時間ですので, ここで懇談会を終わりたいと思います。まとめの方を。
副座長	何か取材のことで申し出があるようなのですが, 今のところはここだけにして下さいとなっているようですけれども, マスコミの方からは, 皆さん方にもっと詳しく, 家でも取材させて欲しいというお話もあるようですけれども, 現行の形のままにしたいと思いますけれども。
座 長	皆さん方, いかがですか。今, 副座長さんの方から話が出ましたマスコミ関係の取材の件だったのですけれども, やはりこの場でやったほうがいいのか, それとも職場とか, 別な時間を設定して取材を受けてもいいのか, 委員の方にお聞きしたいと思います。
J 委員	個人の自由ではないですか。受けたければ受ければいいし, ちょっとと思ったら断ればいいし, それは個人個人の話なので, 完全に自由なのではないかと思うのですけれども。
副座長	では, それぞれが, 御取材に応じられる方は応じてくださってと。
B 委員	この場の会議をカメラで撮るとかというのは, このままなしということでしょうか。
副座長	はい。
座 長	わかりました。それでは次回の日程の方を。
司会	次回の日程でございますけれども, 期間がちょっと短いのですけれども, 次回は12月21日ということで, 第4回目を開催したいと思うのですけれども, 21日の午後1時半からですか, いかがでしょうか。
座 長	今回, 12月は今日やりまして, その後に21日にもう一回という形で懇談会を開くに当たっては, やはり合同会の方から意見を聞きまして, 次回, 保護司会の方からの意見を聞きたいと思いますので, その辺, 時間を空けないでやりたいと思いましたので, 12月に2回。
司会	年末のお忙しいときに申しわけないですけれども, 次回はこちらの関係の方々へのヒアリングという形で進めさせていただきたいと思っています。また, ヒアリングに出ていただく方々の都合もございまして, 21日の方が都合がいいということでしたので。
J 委員	先ほど副座長の方で, まとめということで応答いただいたのですけれども, まとめの内容ではなかったような気がします。
副座長	私, まとめとは言っていません。
J 委員	そうですか。では, この場の内容を総括して最後にまとめるのは生島先生というわけではないのですね。
副座長	現実的に, 今まとめはしていないじゃないですか。これまでの会ということですか。
J 委員	1回目の会で, 最後に副座長が簡単にまとめをされて, その流れでいくと, 2回目も3回目も, まとめは副座長がなさっているのかなという印象があったものですから。
副座長	それは今日はしていませんけれども, これからもしません。
J 委員	そうですか。では, まとめというのは最後の言葉を副座長にいただく

	という意味でのまとめですね。わかりました。申し訳ございません。ありがとうございます。
座 長	長時間にわたる懇談会、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。